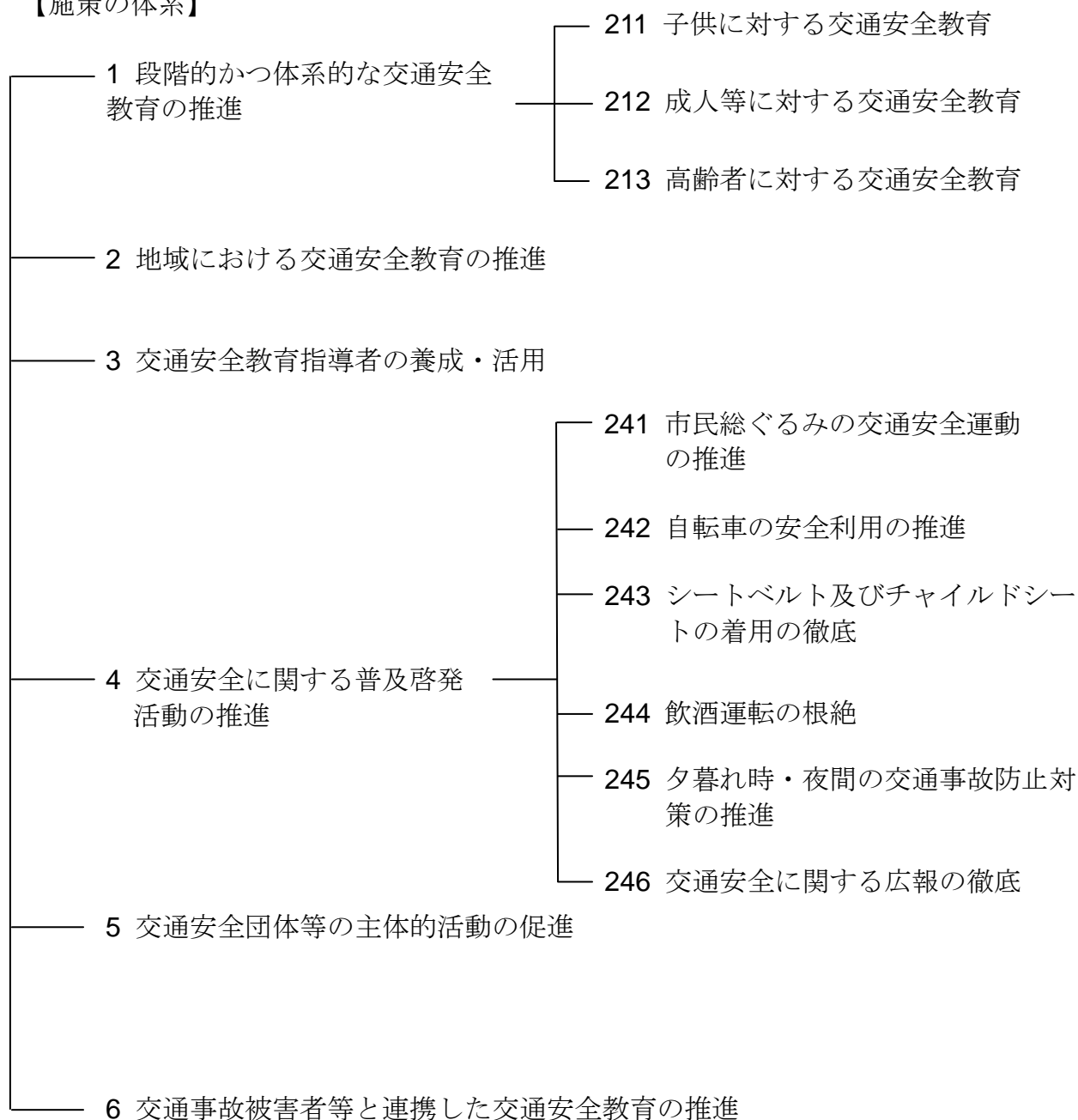


第2章 交通安全思想の普及徹底

【施策の体系】



解説

交通事故を無くすためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通安全への意識を高め、自ら行動することが重要になります。

そのため、幼児から高齢者まで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進していきます。

また、交通安全に関する活動への支援を行うとともに、交通安全に関する情報発信を積極的に行います。



1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- 211 子供に対する交通安全教育
- 212 成人等に対する交通安全教育
- 213 高齢者に対する交通安全教育

211 子供に対する交通安全教育

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけさせることで、日常生活に必要な、基本的な技能及び知識を習得させることを目的とします。

そのため、幼稚園や保育園及び認定こども園においては、各園の指導者や所沢市交通指導員が、個々の幼児の特性や発達段階に十分配慮し、紙芝居や腹話術、教育用信号機等の教材を利用した実践体験型でわかりやすい指導に努めます。

保護者に対しては、交通ルールのお手本になるよう指導するとともに、自転車に幼児を乗せる際は、幼児用ヘルメットを正しく装着させるよう指導に努めます。また、家庭内でも交通ルールについての話し合いが行われるよう、資料の配布や啓発活動を推進します。

(2) 小学生に対する交通安全教育

小学校の交通安全教育は、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力し、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

そのため、小学校においては、低学年には安全な歩行を、高学年には安全で正しい自転車の乗り方を重点的に指導します。特に4年生に対しては、自転車運転免許制度を活用し、自転車の安全な乗り方等の指導を行います。

また、小学生の交通事故は、道路への飛び出しや左右の安全を確認しないことにより発生していることから、体育や特別活動等では、できるだけ臨場感のある場面を設定し、交通事故の怖さを体験することで、「安全を確かめられる習慣」を身に付けられるように指導します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全、特に自転車で安全に道路を通行するための技能と知識を習得させることに加え、自転車事故では加害者になるケースもあることから、自己だけでなく他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、DVD等の視聴覚教材、スケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室*等で交通事故の「怖さ」を体感させ、交通安全について自ら考えさせる指導を行います。

※スケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室

交通事故を再現することで、事故の「怖さ」を体感させ、交通ルールを守る大切さや無謀運転の危険性を効果的に学ぶことができる交通安全教室です。



腹話術を用いた交通安全教室



スケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室(柳瀬中)

(4) 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、主として自転車及び自動二輪車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重し、責任ある行動ができる健全な社会人の育成を図ります。

各高等学校では、「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」に基づき、特別な事情がある場合を除き自動二輪車の乗車等をしないよう指導し、許可された生徒に対しては、交通ルールの遵守と自動二輪車等の安全に関する指導や、自他の生命の尊重を重視した指導を行います。

212 成人等に対する交通安全教育

(1) 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者教育を中心として行います。

安全運転管理者選任事務所を中心に、企業研修の機会等に警察から出向き、携帯用プロジェクタ、スクリーン等を活用した、わかりやすい交通安全教育を実施します。

(2) 障害者に対する交通安全教育

所沢市には、国立障害者リハビリテーションセンターをはじめ、多くの医療機関があり、障害者による出歩きの機会が多く想定されます。そのため、障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識が習得できるよう、障害の種類や程度に応じた、きめ細かい交通安全教育を推進します。

また警察では、交通安全教育担当者の手話技術の向上、字幕入りビデオの活用等に加え、電動車いすを利用している障害者に対しての、安全利用に向けた交通安全教育の推進に努めます。

(3) 外国籍市民に対する普及啓発活動

所沢市に居住・就業する外国籍市民が増加し、外国籍市民に対する交通安全対策の必要性が高まっていることから、日本の交通事故の実態や交通ルール等を、外国語表記のパンフレットを活用して紹介しています。

また、外国籍市民の就学・就業先と連携を取り、DVD教材等を活用した交通安全教室を実施します。

213 高齢者に対する交通安全教育

(1) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う心身機能の変化が歩行者、自転車利用者としての交通行動に及ぼす影響への理解、道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を図ることとします。

また、自転車乗用中の交通事故を防止するため、高齢者自転車運転免許制度のような、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

なお、高齢者の死傷者数が増加している現状を踏まえ、より多くの高齢者の意識向上を図るために、老人福祉センター(4箇所)・老人憩の家(8箇所)や市内在住の高齢者を対象にした所沢市高齢者大学等においても交通安全教育の実施に努めます。



高齢者交通安全教室

(2) 高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者に対しては、自動車教習所と連携した実践型の教育指導を行い、自己の動作や反応の低下を再認識してもらうと共に、臨時適性検査の積極的な実施と運転免許の自主返納を促します。

2 地域における交通安全教育の推進

交通安全教育活動については、警察、市、学校、交通関係団体等及び家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携を図りながら地域ぐるみの活動を推進していきます。

所沢航空記念公園等で実施される各種イベント時には、警察車両展示や啓発品の配布だけに終わらせず、他団体やコミュニティ(地域協議会)が進める安全研修等とも連携し、市民を集めて交通安全教室を実施しています。



三ヶ島まちづくり推進会議主催で行った高齢者対象交通安全教室

3 交通安全教育指導者の養成・活用

交通安全教育指導者の養成として、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員を始め、各事業所の安全運転管理者や交通安全推進事業所協会加盟の事業主に対して研修や講習会を開催しています。

また、ボランティアとして「高齢者声掛け隊」を警察署長が委嘱し、高齢者の交通安全指導に特化した声掛けや世帯訪問を行っています。

現在の高齢者や企業を対象とした育成から、今後は、対象者を広げて教育指導の研修を行い、あらゆる年齢層に対応した指導者の育成に努めます。

4 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- 4 交通安全に関する普及活動の推進
 - 241 市民総ぐるみの交通安全運動の推進
 - 242 自転車の安全利用の推進
 - 243 シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底
 - 244 飲酒運転の根絶
 - 245 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進
 - 246 交通安全に関する広報の徹底

241 市民総ぐるみの交通安全運動の推進

市民一人ひとりに、広く交通安全意識の普及・浸透を図るとともに、市民自身による、道路交通環境の改善に向けた取組を推進する市民運動として、所沢市交通安全推進協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、組織的・継続的に交通安全運動を展開します。

(1) 実施方法

交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、実施重点、実施計画等について、広く市民に周知することにより、市民総ぐるみの交通安全運動を展開します。

(2) 運動の重点目標

交通安全運動の重点は、高齢者、自転車、交差点の交通事故防止等、市内の重点目標のほか、夕暮れ時の交通事故防止等の時季的な事項を、市内の交通事故の実態に合わせた独自の重点目標として設定します。

(3) 運動の時期

市民の交通安全意識の高揚を図るために、春・秋の全国交通安全運動に加え、交通事故が多発する夏、冬の交通事故防止運動にも展開します。

242 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図り、自転車乗中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）や「自転車運転者講習制度」について周知徹底を図るとともに、自転車を乗りながらの傘さし、イヤホン、スマートフォン等の危険性について、周知徹底を図ります。

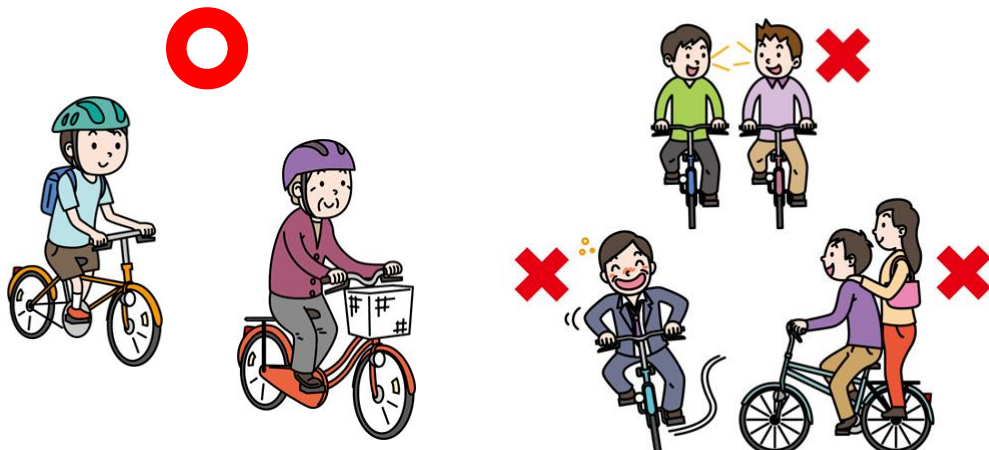
また、夕暮れ時から夜間の時間帯にかけて自転車の事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付けを促進します。

子供や高齢者に対しては「自転車運転免許制度」を活用し、自転車の安全な乗り方等を指導し、自転車の安全な利用を推進します。

また、自転車用ヘルメットについては、「自転車安全利用五則」の周知徹底はもちろん、子供をはじめ多くの方が自発的にヘルメットを着用するよう、普及啓発に努めます。

◎自転車安全利用五則

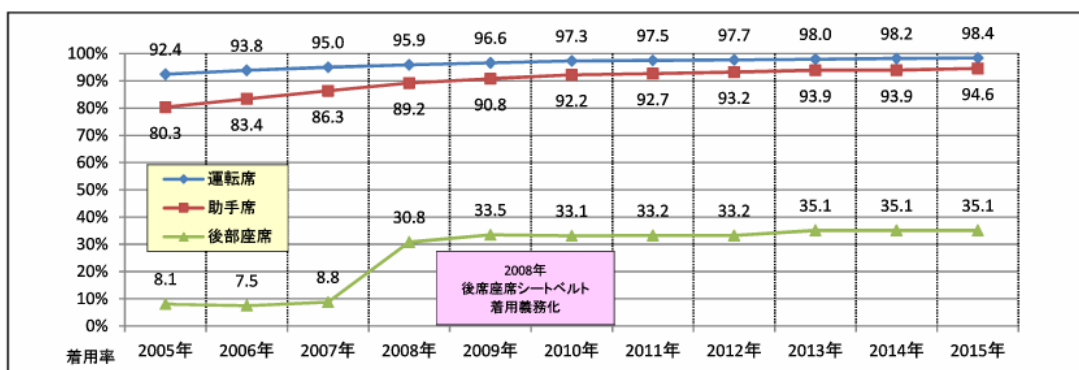
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、2人乗り、並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



243 シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底

交通安全教育において、シートベルト着用及びチャイルドシートの正しい着用・使用方法等についての理解を深め、後部座席も含めたシートベルト着用及びチャイルドシート使用を推進します。

また、シートベルト着用及びチャイルドシートの交通違反の取締りを強化し、全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの使用の徹底を図ります。



一般道路における推移

244 飲酒運転の根絶

飲酒運転を根絶するため、県、市をはじめ、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係機関・団体とともに、広報啓発活動を推進し、飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図ります。

また、ハンドルキーパー運動※を推進するとともに、飲酒の影響、飲酒習慣についての正しい知識の普及等、総合的に飲酒運転防止対策を推進します。

※ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパー運動は、自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動です。

245 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材や自発光式ライト等の普及、特に高齢者に対する明るい服装等の着用効果に関する広報啓発を推進します。

246 交通安全に関する広報の徹底

交通安全に関する広報については、広報紙、新聞、インターネット等のあらゆる媒体を活用し、計画的かつ継続的に実施します。

その際、交通事故実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するよう努めます。

5 交通関係団体等の主体的活動の促進

交通安全を目的とする民間団体については、諸行事に対する援助、交通安全対策に必要な資料を提供するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、所沢市交通安全推進協議会を中心に、警察・行政・所沢交通安全協会等の関係団体等が定期的に連絡協議を行い、効果的な活動の展開を図ります。

さらに、各主体による創意・工夫された活動を支援し、関係団体等による自発的な交通安全対策を促進します。

6 交通事故被害者等と連携した交通安全教育の推進

交通事故は被害者の人生だけでなく、加害者の人生をも狂わせてしまうものです。交通事故被害者等の体験談は、交通事故の悲惨さを伝え、交通安全意識を高めるものです。各種交通安全イベント等において、交通事故被害者等と連携した交通安全教育を推進します。